

北上市告示甲第1号

令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年1月30日

北上市長 八重樫 浩 文

令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1 この告示は、住民税均等割非課税世帯に対し、令和6年度北上市物価高騰対応非課税世帯給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、物価高騰により家計に大きな影響を受けている市民の生活及び暮らしの支援に資することを目的とする。

(支給対象世帯)

第2 給付金の支給の対象となる世帯（以下「支給対象世帯」という。）は、令和6年12月13日（以下「基準日」という。）において市の住民基本台帳に登録され、世帯に属する者全員が、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による令和6年度分の市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）均等割が課されていない者又は当該市町村民税均等割を免除された者である世帯とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する世帯は、支給対象世帯から除くものとする。

(1) 令和6年度分の市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等（市町村民税の課税の算定において、地方税法の規定により控除対象配偶者及び控除対象扶養親族並びに青色事業専従者及び事業専従者に該当する者をいう。）のみで構成される世帯

(2) 租税条約による免除の適用の届出によって市町村民税が課されていない者を含む世帯

(3) 他の市町村（特別区を含む。）において、市の給付金と同様の趣旨の給付を受けた世帯

(給付金の額)

第3 給付金の額は、1世帯当たり3万円とする。

(受給資格者)

第4 給付金を受給できる者（以下「受給資格者」という。）は、支給対象世帯の世帯主とする。ただし、当該世帯主が基準日以降に死亡した場合において、他の世帯

員がいる場合には、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者とし、これにより難しい場合は、死亡した世帯主以外の世帯員のうちから選ばれた者とする。

(支給の申込み)

第5 市長は、受給資格者のうち令和5年度北上市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（追加給付分）支給事業実施要綱（令和5年北上市告示甲第74号）の規定による給付金（以下「令和5年度給付金」という。）の支給を受けたもの又は令和6年度北上市物価高騰対応低所得世帯給付金支給事業実施要綱（令和6年北上市告示甲第42号）の規定による給付金（以下「令和6年度給付金」という。）の支給を受けたものに対し、別に定める北上市物価高騰対応非課税世帯給付金支給のお知らせにより支給の申込みを行い、給付金の受給の意向を確認するものとする。

2 支給の申込みを受けた受給資格者（以下「積極支給対象者」という。）が、令和5年度給付金又は令和6年度給付金が振込された金融機関の口座と異なる口座に給付金の振込を希望するときは、その旨を書面により申し出るものとする。

3 市長は、第1項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、積極支給対象者に対し給付金を支給する。ただし、受給を希望しない旨の申し出があった場合は、この限りでない。

(支給対象世帯の確認等)

第6 市長は、第5の規定により給付金の支給の申込みを行う世帯を除く支給対象世帯のうち、所得の状況を把握できる世帯の世帯主に対し、別に定める北上市物価高騰対応非課税世帯給付金支給要件確認書（以下「確認書」という。）を送付するものとする。

2 前項の確認書の送付を受けた者は、受給資格者の要件に該当し、給付金の支給を受けようとするときは、当該要件を確認の上、当該確認書を市長に提出するものとする。

3 第1項の確認書の送付を受けなかった受給資格者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長が別に定める北上市物価高騰対応非課税世帯給付金申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請するものとする。

(代理による申請等)

第7 第6第2項の規定による確認書の提出又は第6第3項の規定による申請（以下「申請等」という。）を代理人により行うときは、第6第2項又は第3項に規定する書類に加え、当該申請等に係る受給資格者からの委任状及び当該代理人の公的身分証明書の写しを市長に提出するものとする。

(申請等の期限)

第8 申請等の期限は、令和7年4月30日とする。

(支給の決定)

第9 市長は、申請等があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、給付金

の支給を決定するものとする。

2 前項の規定により支給の決定をした場合は、当該決定のあった日に申請等をした者（以下「申請者等」という。）から給付金の請求があったものとみなすものとする。

3 市長は、第1項の規定による審査により、適当と認められないときは、支給しないことを決定し、申請者等にその旨を通知するものとする。

（支給の方法）

第10 給付金の支給は、積極支給対象者又は申請者等が指定した金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

2 前項の規定による方法が困難その他特別の事情があると認められる場合は、現金の支給による方法とすることができる。

（支給の取扱い）

第11 給付金の支給決定後において、申請等の書類の記入の誤り又は第10第1項に規定する金融機関の口座の解約若しくは変更による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、受給資格者又は代理人の責に帰すべき事由により令和7年5月30日までに支給ができなかったときは、給付金の受給を辞退し、又は申請等を取り下げたものとみなすものとする。

（不当利得の返還）

第12 市長は、給付金の支給を受けた後に受給資格者の要件に該当しないことが判明した者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求めるものとする。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第14 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。